

職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

中種子町長 **田淵川寿広**

中種子町規則第17号

職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表中「参考人」の次に「，被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年中種子町規則第14号)新旧対照表

改正後 (案)	現行																				
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 1507 544 2112">事由</th> <th data-bbox="497 1227 544 1507">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1507 590 2112">1 (略)</td> <td data-bbox="544 1227 590 1507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1507 821 2112">2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td> <td data-bbox="590 1227 821 1507">必要と認められる期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1507 868 2112">3～19 (略)</td> <td data-bbox="821 1227 868 1507"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 1507 919 2112">2～10 (略)</td> <td data-bbox="868 1227 919 1507"></td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	1 (略)		2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	3～19 (略)		2～10 (略)		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="497 611 544 1227">事由</th> <th data-bbox="497 333 544 611">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 611 590 1227">1 (略)</td> <td data-bbox="544 333 590 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 611 821 1227">2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td> <td data-bbox="590 333 821 611">必要と認められる期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 611 868 1227">3～19 (略)</td> <td data-bbox="821 333 868 611"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="868 611 919 1227">2～10 (略)</td> <td data-bbox="868 333 919 611"></td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	1 (略)		2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	3～19 (略)		2～10 (略)	
事由	期間																				
1 (略)																					
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																				
3～19 (略)																					
2～10 (略)																					
事由	期間																				
1 (略)																					
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																				
3～19 (略)																					
2～10 (略)																					